

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前二丁目4番12号
株式会社 レッグス
代表取締役社長 内川 淳一郎

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成21年3月23日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.webdk.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご登録ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、30～31頁の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」以下をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成21年3月24日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 1階 芙蓉の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

3. 会議の目的事項

報告事項 第21期（平成20年1月1日から平成20年12月31日まで）事業報告の内容報告の件

決議事項

第1号議案 第21期（平成20年1月1日から平成20年12月31日まで）計算書類承認の件

第2号議案 剰余金の処分の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役4名選任の件

第5号議案 監査役1名選任の件

第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

第7号議案 監査役のストックオプションに関する報酬額設定および内容決定の件

以 上

-
- ◎ 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.legs.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(平成20年1月1日から
平成20年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、これまで日本経済を牽引してきた自動車、電機等輸出企業を中心に、企業収益の悪化がより鮮明になり、大企業製造業の景況感を示す業況判断指数（D I）も、約7年ぶりの低水準となり、景気の底が未だ見えない状況にあります。

当社が属する広告・販促業界においても、これら企業業績の悪化を反映し、テレビのスポットCM等既存のマス媒体向けの広告需要は大幅に落ち込み、当社の主要顧客である飲料・食品・流通および通信顧客においても一部広告・販促費の圧縮を図る動き等が見られました。また広告・販促費の使い方においても、これまで以上に施策に対する効果測定への関心が高まり、マス媒体の利用を中心とした広告宣伝手法から、インターネットや電子マネーを利用した新しい販促手法、また最近では、消費者接点である「店頭」での「電子POP」や「インスタメディア」（店舗のテーブルやドア等を広告媒体として利用する店頭メディア）等を利用した新しい店頭販促手法等へのニーズも徐々に顕在化しつつあります。

このような状況下、当社では、中期経営計画において策定した市場戦略において、これまでの戦略市場である飲料・食品・流通および通信業界を中心とする既存顧客の深堀りに加え、新たな業界での新規顧客開拓と、昨今の顧客の販促ニーズの変化に対応した電子POP等の新規商材の提供等により、戦略市場および提供サービスの幅をひとつひとつ広げるべく積極的な事業展開をしております。

当期における当社の経営成績については、まず売上高は、OEM顧客向けが順調だったことにより、売上高60億44百万円（前期比 6.2%増）となりました。一方、飲料顧客向け等での売上総利益率の低下と、おもに人員増に伴う販売費及び一般管理費の増加により営業利益12百万円（同 91.8%減）、経常利益1億49百万円（同 37.5%減）となり、当期純利益86百万円（同 124.2%増）となりました。

その他、当期においては、前述の「店頭」での新しい販促ニーズへの対応のため、株式会社メディアフラッグおよび株式会社シアーズの株式を追加取得し、業務提携・資本提携の強化を行い、より一層のフィールドソリューションおよび電子POP等提供サービスの強化を図っております。当社は、今後もますます高度化するクライアント・ニーズに対応すべく、外部とのアライアンス・ネットワークの活用も視野に入れながら提供サービスの拡充を図っております。その他、当期においては、海外事業展開の一環として、中国上海市に当社100%出資子会社の睿格斯（上海）貿易有限公司（董事長：内川淳一郎）を設立しております。近

年、消費国として市場の拡大が期待される中国において、今後、消費財を中心にますます店頭販促ニーズの高まりが予想されております。当社はこれからのニーズに対応できる体制を早急に整え、今後成長が見込まれる海外市場においても事業の展開を推進してまいります。

(2) 設備投資等および資金調達状況

当期に実施いたしました設備投資の総額は13百万円で、その主なものは本社消防設備工事、決算開示システム、プリンター等への投資であります。その所要資金は、自己資金をもって充たいたしました。

(3) 対処すべき課題

近年、消費者の販促用製作物の品質に対する要求が厳しくなるとともに、顧客企業の要求もより一層厳しくなっております。当社はこれらの要求に応えるべく、品質マネジメントシステムの国際規格である、ISO9001に基づく品質マネジメントシステムの構築を推進し、平成20年1月にISO9001の認証取得を完了しております。

当社が属する広告・販促業界は、販促ツール等の品質管理上のトラブルが直接顧客企業のブランドの信用の失墜につながるため、業界内で品質管理の重要性がますます高まりつつありますが、これまで品質管理面に対する取り組みは他業界に比較して遅れている状況でした。当社は、この認証取得により提供サービスの品質管理面でのより一層の差別化を図っていきたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

最近4年間の財産および損益の状況の推移は、次のとおりであります。

区 分 \ 期 別	第 18 期 (平成17年12月期)	第 19 期 (平成18年12月期)	第 20 期 (平成19年12月期)	第21期(当期) (平成20年12月期)
売 上 高 (千円)	5,777,473	5,390,138	5,693,570	6,044,730
経 常 利 益 (千円)	379,284	285,828	238,816	149,304
当 期 純 利 益 (千円)	243,203	11,658	38,667	86,677
1株当たり当期純利益 (円)	16,508.82	445.94	1,483.20	3,398.32
総 資 産 (千円)	2,664,988	2,581,578	2,526,383	2,522,288
純 資 産 (千円)	1,882,129	1,800,759	1,792,264	1,805,138

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数で算出しております。なお、第18期および第19期の期中平均発行済株式数は、期首に株式分割が行われたものとして計算しております。
2. 平成17年12月14日開催の取締役会決議により、平成18年2月20日付をもって1株を2株に分割し、株式数は13,550株増加しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社エスアイピー	10,000千円	100.00%	マーケティング企画立案、実施業務
株式会社プロコミット	40,000千円	97.00%	人材派遣・紹介業務
睿格斯(上海)貿易有限公司	30,000千円	100.00%	マーケティング企画立案、実施業務

睿格斯(上海)貿易有限公司は、当社100%出資子会社として、平成20年10月14日に設立しています。

当期の連結対象子会社は上記3社であり、また持分法適用会社は1社であります。当期の連結会計年度の売上高は77億1百万円（前期比0.9%減）、営業利益は2億30百万円（同58.2%減）、経常利益は2億20百万円（同59.7%減）、当期純利益は1億17百万円（同39.0%減）となりました。

なお、持分法適用会社である小山孝雄経営研究所株式会社は、平成20年11月18日の取締役会で清算決議を行い、清算手続き中であります。

(6) 主要な事業内容

マーケティングサービス事業 … 販促用プレミアムグッズ、ノベルティの商品企画・製作およびプレミアムグッズを利用した販促企画・実施、ならびにOEM商品等の企画・製作

(7) 主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都渋谷区神宮前二丁目4番12号

(8) 従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	85名	23名増	33.58歳	6.25年
女性	19名	10名増	25.72歳	2.53年
合計または平均	104名	33名増	32.14歳	5.57年

(注) 1. 従業員数には、パート社員、契約社員、派遣社員等は含んでおりません。

2. 従業員数が当期に33名増加しておりますが、これは主に当社子会社である株式会社エスアイピーの業務の一部を当社に移管したこと、および新卒採用によるものであります。

(9) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成20年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 98,000株
- (2) 発行済株式の総数 27,100株（自己株式1,798株）
- (3) 株 主 数 897名
- (4) 発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の数の株式を所有する株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
株 式 会 社 ジ ャ イ ユ ー	6,800 株	26.88 %
内 川 淳 一 郎	6,592 株	26.05 %

（注）出資比率については、自己株式（1,798株）を控除して算出しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
（平成20年12月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成20年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	内 川 淳一郎	株式会社エスアイビー代表取締役 睿格斯（上海）貿易有限公司董事長
専務取締役	平 賀 一 行	営業部長
常務取締役	楠 田 肇	制作部長
取 締 役	坂 本 孝	甲府倉庫株式会社代表取締役 NEW VALUE株式会社代表取締役
監 査 役	南 郷 志	
監 査 役	木 村 峻 郎	弁護士

- (注) 1. 取締役坂本孝氏は、社外取締役であります。
2. 監査役南郷志氏および木村峻郎氏は、社外監査役であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (社外取締役)	3名 (一名)	59,576千円 (一千円)
監 査 役 (社外監査役)	2名 (2名)	8,478千円 (8,478千円)
合 計	5名 (2名)	68,054千円 (8,478千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成12年3月27日開催の定時株主総会決議において年額2億円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成12年3月27日開催の定時株主総会決議において年額5千万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

社外取締役坂本孝氏は、甲府倉庫株式会社およびNEW VALUE株式会社の代表取締役社長を兼任しております。なお、当社とこれらの会社との間には特別の関係はありません。

社外監査役木村峻郎氏は、弁護士を兼任しております。なお、当社と同弁護士との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- 取締役 坂本 孝 当事業年度に45回開催した取締役会すべてに出席し、取締役会意思決定の妥当性について助言、提案を行っております。
- 監査役 南 郷志 当事業年度に45回開催した取締役会すべてに出席し、取締役会意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提案を行っております。
- 監査役 木村峻郎 監査役木村峻郎氏は非常勤監査役であり、取締役会には出席しておりませんが、事前または事後に法律の専門家として、妥当性、違法性につき助言、提案を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役とも300万円以上であらかじめ定めた金額または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 全ての取締役および従業員が、社会の構成員である企業人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められます。当社は、このような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令等の厳守により公正かつ適正な経営の実現と、社会への貢献、社会との協調を図ることを行動規範とし、その行動指針であるルールブックを策定し業務の運営を行うこととしております。
- ② 当社は、会社としての不正行為等による不祥事の防止および早期発見、自浄プロセスの機動性の向上、風評リスクのコントロール、ならびに社会的信頼性の確保を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資することを目的として、「内部通報制度運用規程」を定め、取締役を含む全従業員を対象として、組織的または個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報について適正な処理の仕組みを定めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 情報の保存・管理に関して

取締役の職務執行に係る情報については、法令および取締役会規程、文書管理規程、情報システム管理規程等の社内規則に基づき作成し、文書または電磁的媒体に適切に記録・保存し、取締役・監査役・監査人等が閲覧可能な状態にて管理しております。必要に応じて、運用状況の検証および規程の見直しを実施しております。

なお、保存期間は法令その他特別の定めがある他は、文書管理規程の保存期間によるものとしております。

② 情報の検索・閲覧の方法

職務執行情報を必要な情報保護策を付してデータベース化し、新規掲載および改定文書については社内に告知し周知徹底しております。当該各文書等の存否および保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築しております。

③ 文書・情報管理の監査

監査役は、主要な稟議書その他執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役・社員等に説明を求め、意見を述べております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事業リスクを的確に把握し、適切に認識・評価するため、週1回社長報告会と意思決定会議ならびに月1回取締役会を行っております。これらの会議では、事業に関するリスクや経営結果、会社運営上の諸問題の報告ならびに協議を行っております。会社を取り巻くあらゆるリスクを取締役会・意思決定会議ならびに顧問弁護士等を含め分析しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、執行役員制を採用しており、執行役員は取締役会で決定した会社の方針および代表取締役社長の指示に基づき、責任を持って執行に当たっております。

② 当社は、毎年新年度開始前に事業方針発表会を開催し、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めた経営理念、経営目的、経営指針、遵奉精神ならびに長期方針、中期方針、単年度方針を全取締役および執行役員から全社員に対して説明し、上記方針を踏まえた実行計画を策定することによって、職務執行の効率化を図っております。

③ 予算統制に関しては、経営計画および月次決算に基づいて、経営管理グループを事務局とした月次会議を毎月開催し、各部門の責任範囲を明確にし、併せて部門活動を管理し、統制するとともに予算と実績の差異分析を通じて、経営効率の改善および向上を図っております。

(5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 代表取締役社長を議長とする「グループ連結会議」を設け、グループ情報の一元管理を行い、子会社の経営陣を指導し、業務の適正化を図っております。
- ② 監査役は、連結経営の視点を踏まえ必要があるときは、子会社等に対し事業の報告を求め、またはその業務および財産の状況を調査しております。
- ③ グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、管理担当部門を置き、関係会社管理規程を定めて、状況に応じて必要な管理を行っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、必要に応じて同使用人を置くこととしております。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告することとしております。
- ② 監査役は、子会社等を含む執行状況を把握するため、取締役会、グループ連結会議、意思決定会議、社長報告会の他、社内重要会議に出席をし、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することで取締役または使用人にその説明を求められる体制を確保しております。
- ③ 内部監査室は、監査役の求めに応じ、内部監査の結果を報告しております。
- ④ 内部通報制度による社員からの通報等を受け付ける窓口となり、通報内容の事実調査、代表取締役社長への報告、是正処置、通報者の保護を行うこととしております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役社長の経営方針を確かめ会社が対処すべき課題、経営環境、リスクおよび監査上の重要課題等について随時意見交換し、相互認識と信頼性の向上に努めております。
- ② 監査役は、監査法人との定期的な会合等を通じて緊密な連携を保ち、積極的に意見・情報交換を行い効率的な監査に努めております。
- ③ 監査役は、常に内部監査室との連携を保ち、その監査を活用し、監査効率の向上に努めております。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任および、反社会的勢力による苦情・相談を装った圧力等からの企業防衛の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行っております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、国が示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本姿勢とし、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応すること、および各関連規程の充実と周知徹底を図ります。また、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言や協力を得ることができるよう、平素より警察、弁護士、地域企業防衛対策協議会等との連携を図っております。

(注) この事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成20年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,878,139	流 動 負 債	434,801
現金及び預金	445,996	買掛金	331,421
受取手形	57,407	未払金	48,135
売掛金	995,841	未払費用	21,300
製品	110,955	預り金	19,763
仕掛品	6,256	その他	14,180
前渡金	22,276	固 定 負 債	282,348
前払費用	15,465	長期未払金	216,868
繰延税金資産	1,217	退職給付引当金	65,479
関係会社短期貸付金	200,000	負 債 合 計	717,149
未収法人税等	16,776	純 資 産 の 部	
その他	8,779	株 主 資 本	1,796,756
貸倒引当金	△2,832	資本金	220,562
固 定 資 産	644,148	資本剰余金	267,987
有 形 固 定 資 産	38,320	資本準備金	267,987
建物	23,636	利 益 剰 余 金	1,438,559
器具及び備品	14,684	利益準備金	24,062
無 形 固 定 資 産	16,455	その他利益剰余金	1,414,496
ソフトウェア	16,020	繰越利益剰余金	1,414,496
電話加入権	435	自 己 株 式	△130,352
投資その他の資産	589,372	評価・換算差額等	1,619
投資有価証券	227,095	その他有価証券評価差額金	1,619
関係会社株式	108,382	新 株 予 約 権	6,762
長期貸付金	18,860		
敷金・保証金	102,221		
保険積立金	85,494		
長期未収入金	47,743		
繰延税金資産	31,295		
その他	17,011		
貸倒引当金	△48,731	純 資 産 合 計	1,805,138
資 産 合 計	2,522,288	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,522,288

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成20年1月1日から
平成20年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,044,730
売 上 原 価		5,135,592
売 上 総 利 益		909,137
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		896,293
営 業 利 益		12,844
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	45,708	
経 営 指 導 料	98,400	
雑 収 入	2,689	146,798
営 業 外 費 用		
そ の 他 営 業 外 費 用	10,338	10,338
経 常 利 益		149,304
特 別 利 益		
債 務 免 除 益	1,138	1,138
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	32	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,766	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	7,285	10,085
税 引 前 当 期 純 利 益		140,357
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		44,261
法 人 税 等 調 整 額		9,419
当 期 純 利 益		86,677

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成20年1月1日から
平成20年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
前 期 末 残 高	220,562	267,987	267,987	24,062	1,366,592	1,390,655	△87,055	1,792,150
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△38,773	△38,773		△38,773
当期純利益					86,677	86,677		86,677
自己株式の取得							△43,297	△43,297
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計					47,903	47,903	△43,297	4,606
当 期 末 残 高	220,562	267,987	267,987	24,062	1,414,496	1,438,559	△130,352	1,796,756

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計		
前 期 末 残 高	△1,014	△1,014	1,128	1,792,264
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△38,773
当期純利益				86,677
自己株式の取得				△43,297
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,634	2,634	5,633	8,268
当期変動額合計	2,634	2,634	5,633	12,874
当 期 末 残 高	1,619	1,619	6,762	1,805,138

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 子会社株式および関連会社株式…… 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券

時価のあるもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ …………… 時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

- ① 製 品…………… 個別法による原価法
- ② 仕 掛 品…………… 個別法による原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産…………… 定率法

なお、主な資産の耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

器具及び備品 4～20年

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、当事業年度から、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産…………… 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、自己都合要支給額を退職給付債務とする方法（簡便法）により、当事業年度末における退職給付債務額を計上しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務等

③ ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

(8) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額	41,337千円
(2)関係会社に対する短期金銭債権	53,790千円
(3)関係会社に対する短期金銭債務	4,400千円
(4)受取手形裏書譲渡高	142,058千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売	上	高	1,759,368千円
	仕	入	高	101,122千円
	営業取引以外の取引高			140,341千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	27,100株	一株	一株	27,100株

(2)自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,251株	547株	一株	1,798株

(3)剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

平成20年3月26日開催の第20期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 38,773,500円
- ・1株当たり配当金額 1,500円
- ・基準日 平成19年12月31日
- ・効力発生日 平成20年3月27日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの
平成21年3月24日開催の第21期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・ 配当金の総額	25,302,000円
・ 1株当たり配当金額	1,000円
・ 基準日	平成20年12月31日
・ 効力発生日	平成21年3月25日

(4) 新株予約権に関する事項

発行日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
平成15年9月26日	普通株式	360株

(注) 上記には当事業年度の末日において、行使期間の初日が到来していないものは含まれておりません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	26,519千円
未払役員退職慰労金	87,831千円
貸倒引当金	19,743千円
関係会社株式評価損	2,950千円
投資有価証券評価損	16,120千円
その他	6,182千円
繰延税金資産小計	159,348千円
評価性引当額	△126,761千円
繰延税金資産合計	32,586千円
繰延税金負債	
未収事業税	△73千円
繰延税金負債合計	△73千円
繰延税金資産純額	32,512千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具及び備品	5,950千円	5,288千円	661千円
合 計	5,950千円	5,288千円	661千円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	704千円
合 計	704千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	71,076円45銭
(2) 1株当たり当期純利益	3,398円32銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	3,378円18銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

監 査 報 告 書

平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行について、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成21年2月27日

株式会社レグス

監査役 南 郷 志 ㊞

監査役 木 村 峻 郎 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第21期（平成20年1月1日から平成20年12月31日まで）計算書類承認の件
議案の内容につきましては、前記提供書面（12頁から19頁まで）に記載のとおりであります。

なお、当社取締役会は、貸借対照表および損益計算書、株主資本等変動計算書ならびに個別注記表は、法令および定款に従い、会社の財産および損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

第2号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第21期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案しまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金1,000円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は25,302,000円となります。
- ② 剰余金の配当が効力を生じる日
平成21年3月25日といたしたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年6月9日法律第88号）附則第6条第1項の定めにより、当社は株券の電子化の施行日において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。このため、現行定款第9条（株券の発行）および同条第2項（単元未満株券の不発行）の規定は不要となりますので、これを削除するとともに、その他条数の繰上げおよび条文の形式的な整備等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第7条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第9条 当会社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、当会社は単元未満株式に関する株券は発行しない。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む、以下同じ。）、新株予約権原簿、および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿、および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱わない。</p> <p>第11条～第13条 <条文省略></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む）に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主（実質株主を含む、以下同じ。）に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第15条～第37条 <条文省略></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第7条 当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p><削 除></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 <現行どおり></p> <p>② <現行どおり></p> <p><削 除></p> <p>第10条～第12条 <現行どおり></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む）に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第14条～第36条 <現行どおり></p>

第4号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	内川 淳一郎 (昭和36年1月30日生)	昭和59年4月 株式会社ベルハウス入社 昭和60年2月 モダンタイムス設立 昭和61年7月 モダンタイムスをレッグスと改名 昭和63年3月 株式会社レッグス設立 代表取締役専務就任 平成3年3月 株式会社エスアイピー設立 代表取締役社長就任（現任） 平成6年2月 株式会社レッグス代表取締役社長就任（現任） 平成17年1月 株式会社プロコミット取締役就任（現任） 平成17年4月 小山孝雄経営研究所株式会社取締役就任（現任） 平成20年10月 睿格斯（上海）貿易有限公司設立 董事長就任（現任）	6,592株
2	平賀 一行 (昭和35年5月25日生)	昭和59年4月 株式会社東急エージェンシー入社 平成3年3月 株式会社エスアイピー監査役就任 平成8年10月 株式会社レッグス入社 平成9年2月 株式会社レッグス取締役就任 平成12年3月 株式会社エスアイピー監査役退任 平成12年3月 株式会社エスアイピー取締役就任（現任） 平成18年9月 株式会社レッグス専務取締役就任（現任） 平成20年10月 睿格斯（上海）貿易有限公司 董事就任（現任）	519株
3	楠田 肇 (昭和37年8月29日生)	昭和63年3月 株式会社レッグス常務取締役就任（現任） 平成3年3月 株式会社エスアイピー取締役就任 平成12年3月 株式会社エスアイピー取締役退任 平成21年1月 株式会社エスアイピー取締役就任	650株
4	坂本 孝 (昭和15年5月4日生)	平成元年12月 甲府倉庫株式会社代表取締役社長就任（現任） 平成12年2月 NEW VALUE株式会社代表取締役就任（現任） 平成18年3月 株式会社レッグス取締役就任（現任）	720株

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者坂本孝氏は、社外取締役候補者であります。
3. 坂本孝氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためであります。
4. 坂本孝氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年であります。
5. 当社は坂本孝氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で引き続き同様の契約を継続する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役木村峻郎氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
木村峻郎 (昭和22年1月1日生)	昭和56年4月 木村法律事務所設立 平成11年1月 アイランド新宿法律事務所に名称変更(現任) 平成14年3月 株式会社レッグス監査役就任(現任)	0株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者木村峻郎氏は、社外監査役候補者であります。
3. 木村峻郎氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏の企業法務の専門家(弁護士)としての豊富な経験と幅広い見識に基づく適切な監査を行っていただくためであります。
4. 木村峻郎氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年であります。
5. 当社は木村峻郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で引き続き同様の契約を継続する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社および当社子会社の取締役(社外取締役を含みます。)、監査役(社外監査役を含みます。)および従業員ならびに社外協力者に対して、特に有利な条件により新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により募集新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの連結業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社および当社子会社の取締役(社外取締役を含みます。)および従業員ならびに社外協力者に対して、また適正な監査に対する意識を高めることを目的として監査役(社外監査役を含みます。)に対して、下記要領に記載の内容の新株予約権を無償で発行したいと存じます。

2. 新株予約権発行の要領

- (1) 新株予約権の割当ての対象者

当社および当社子会社の取締役(社外取締役を含む。)、監査役(社外監査役を含む。)および従業員ならびに社外協力者に対し割り当てるものとする。

- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式400株を上限とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整による1株未満の端数は切り捨てる。

(3) 募集新株予約権の総数

400個を総数の上限とする。

（各新株予約権の目的となる株式の数は1株とする。ただし、上記（2）に定める付与株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(4) 募集新株予約権の払込金額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社ジャスダック証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自

己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」と読み替える。

さらに、上記の他、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成26年3月24日から平成31年3月23日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員ならびに社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」という。）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員ならびに社外協力者たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- ② 新株予約権の相続は認めない。
- ③ 新株予約権の質入、その他の処分は認めない。
- ④ その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本総会決議および今後の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得事由および条件

- ① 当社は、新株予約権者が上記（7）に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときには、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要する。

(11) 新株予約権に関するその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

第7号議案 監査役のストックオプションに関する報酬額設定および内容決定の件

当社監査役に対し、ストックオプションとして付与する新株予約権に関する報酬額を次に掲げるとおり設定することといたしたいと存じます。

1. 付議の理由

当社は、監査役の適正な監査に対する意識を高めることを目的として、監査役に対し、その報酬として新株予約権（ストックオプション）を付与することといたしたいと存じます。

2. 監査役の報酬等の額

従来のストックオプションの付与状況その他諸般の事情に鑑み、当社の監査役に対しては、平成12年3月27日開催の第12期定時株主総会において決議いただいた報酬額（年額50,000千円以内）とは別枠で年額5,000千円以内（うち社外監査役5,000千円以内）をストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額とするものであります。

なお、現在の監査役は2名（うち社外監査役は2名）であり、第5号議案について原案どおり承認可決されますと、2名となり変更はありません。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式60株を上限とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整による1株未満の端数は切り捨てる。

(2) 募集新株予約権の総数

60個を総数の上限とする。

（各新株予約権の目的となる株式の数は1株とする。ただし、上記（1）に定める付与株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(3) 募集新株予約権の払込金額

無償とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社ジャスダック証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」と読み替える。

さらに、上記の他、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成26年3月24日から平成31年3月23日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員ならびに社外協力者の地位にあることを要する。
ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」という。）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員ならびに社外協力者たる地

位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

- ② 新株予約権の相続は認めない。
- ③ 新株予約権の質入、その他の処分は認めない。
- ④ その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本総会決議および今後の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得事由および条件

- ① 当社は、新株予約権者が上記(6)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときには、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要する。

(10) 新株予約権に関するその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以 上

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成21年3月23日（月曜日）午後6時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって、複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ①インターネットにアクセスできること。
- ②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5 SP2以上または Netscape 6.2以上を使用できること。
ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国およびその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。お問い合わせありがとうございます。

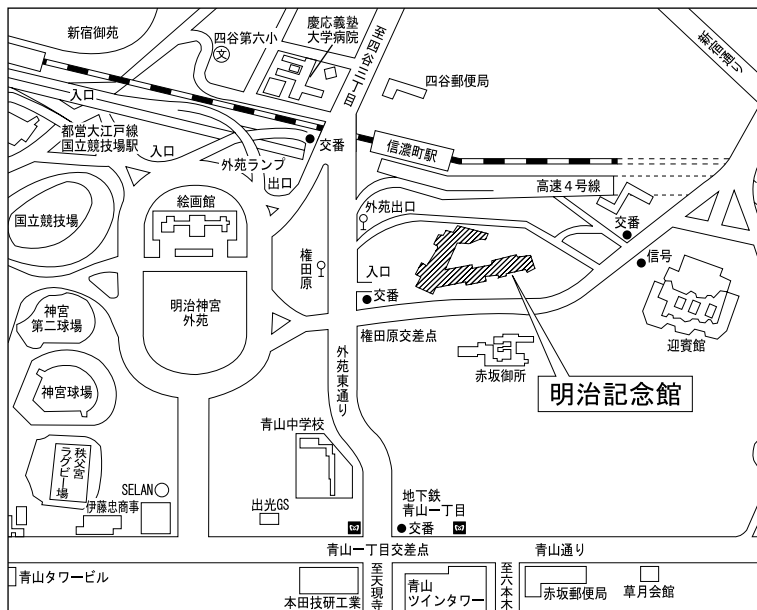
株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎[®] 0120-186-417（24時間受付）

＜用紙の請求等その他のご照会＞ ☎[®] 0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

株式会社レッグス 株主総会会場ご案内図

東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 1階 芙蓉の間
電話 (03) 3403-1171 (代)



[交通のご案内]

- JR中央線・総武線信濃町駅より徒歩4分
- 東京メトロ銀座線・半蔵門線青山一丁目駅(2番出口)より徒歩8分
- 都営大江戸線国立競技場駅(A1出口)より徒歩9分
- 都バス「榎田原」より徒歩1分
(品97)品川駅/品川車庫前-新宿駅西口
- 車 高速4号線(外苑出口)より1分 *200台収容可能専用駐車場あり